

お客様各位

2022年10月27日

アリスタ ライフサイエンス株式会社 営業本部

環境省からのマルハナバチ取り扱いに関する文書のご連絡

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、さる2022年10月13日付で環境省自然保護局より別添の文書が発出されました。この度、セイヨウオオマルハナバチの取り扱いについて重大な違反行為があったとのことで、環境省より法律順守に関する通知がなされています。

なお、当該文書は各地方環境事務所、地方農政局のほか、全農、全中、施設園芸協会等各関係機関に配布され、JA 等産地にも広く周知される予定ですが、セイヨウオオマルハナバチの利用産地、生産者の皆様にも特定外来生物指定を受けているセイヨウオオマルハナバチの取り扱いならびに法律の遵守について、メーカー各社からも周知徹底をするよう要請がございました。

なお、今回は悪質な違反行為とのことで、違反行為のあった地域なども公にされた上で、当事者である販売者、生産者に対しては厳重注意と、再発防止策に関する資料などの作成、提出など厳しい指導がなされたとのことです。違法な行為が認められた場合には、生産物流通などの面からも市場等からの信頼を損なう可能性および風評被害などが危惧されます。このようなことが起こらないよう、法律の遵守に関して今一度のご理解をいただくことと、法律違反のリスクを避けるため、国の方針である在来種クロマルハナバチへの早期転換についてのご理解と促進をお願いするものです。

上記の内容につきまして、利用現場への周知と啓発へのご助力のほど、何卒お願い申し上げます。また、徐々に説明会のご依頼をいただく機会も戻ってきたことから、可能であれば本件のことも含め、改めてマルハナバチの利用方法などについて生産者の皆様に説明させていただける機会も併せてご提案いただければ幸いです。

敬具

【お問合わせ先】 アリスタライフサイエンス株式会社 営業本部 (☎ 03-5203-9350)

アリスタ ライフサイエンス株式会社

HP URL: http://www.arystalifescience.jp/

アリスタライフサイエンス株式会社 代表取締役社長 小林 久哉 殿

> 環境省自然環境局 野生生物課長 (公印省略)

セイヨウオオマルハナバチの飼養等に係る法令遵守について

特定外来生物セイヨウオオマルハナバチの適正飼養の推進に関し、日頃より御協力をいただき御礼申し上げます。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。)に基づき特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチについて、農業現場での利用に係る許可の代理申請を行っている、熊本県八代市のマルハナバチ販売業者(以下「販売業者」という。)において、適切に代理申請の手続きを完了させず、有効な許可のない状態の生産者に対して当該種を販売した、法第 8 条に係る違反行為が確認されました。また、販売業者の責により、許可期限が切れた状態で生産者が当該種を購入し飼養等を行った法第 5 条及び第 8 条に係る違反行為が生じました。さらに、販売業者において、許可に関する公文書の不適切な取扱いも確認されました。

これまでも、環境省では、セイヨウオオマルハナバチを扱う関係各所に対し、有効な許可証の掲出、許可の有効期限の確認と期限内に更新のための許可申請を行うこと等、当該種の飼養等に係る法令遵守の徹底を求めてきたところですが、今回の事案を踏まえ、改めて下記について、関係者への周知徹底をお願いします。

なお、同様の内容について、農林水産省に対し都道府県を通じて農業団体や生産者等の関係者への周知を依頼していることを申し添えます。

- 1. 法に基づく有効な許可を有さずにセイヨウオオマルハナバチを購入し、飼養等する行為は、法第5条及び第8条に違反する行為となるため、所定の手続を行って確実に許可を得ること。また、農業団体や販売業者等において許可申請の委託を受け、代理申請を行っている場合は、法令遵守を徹底して確実に手続きを行うこと。
- 2. 法に基づく有効な許可を有していない者に販売する行為は、法第8条に違反する行為となることから、農業団体や販売業者等が生産者に対して特定外来生物を販売する際には、生産者の許可取得状況について事前に必ず生産者に確認すること。また、必要に応じて各地域を管轄する地方環境事務所等にも確認を行うこと。

以上

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

担当:高瀬·成田

TEL: 03-5521-8344 (直通)